

広島県告示第六百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名 称	医療法人社団 常仁会
	主たる事務所の所在地	福山市鞆町後地一 二九六番地の二
居宅サービス事業を 廃止した事務所	名 称	ここに訪問看護ステーション
	所 在 地	福山市水呑町三三三 四四番地の一
廃止年月日	平成一九年三月二日	